

はじめに

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）は、法人の中期目標期間（平成 16 年度～平成 21 年度）の業務において、国立大学法人法第 35 条により準用される独立行政法人通則法第 34 条の規定に基づく「中期目標に係る業務の実績に関する評価」の基本をなすものとして、文部科学省国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）の評価を受けることとなっています。

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国立大学法人法第 35 条により準用される独立行政法人通則法第 34 条第 2 項の規定により、法人評価委員会の要請を受け、法人の中期目標期間における平成 16 年度から平成 19 年度までの 4 年間の業務の実績のうち、教育研究の状況について評価を行いました。

機構が実施する教育研究評価は、教育研究の特性や法人の運営の自主性・自立性に配慮しつつ、法人の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。さらに、評価に関する一連の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすものです。

この評価報告書が、法人の教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、各法人が取り組んでいる教育研究活動等について、広く国民の皆様の理解と支持を得るための一助となることを期待します。

また、このたびの公表に際して、教育研究評価に種々ご協力いただいた評価者並びに法人の関係各位に感謝申し上げますとともに、今後とも、機構の大学等の評価に関する事業にご理解とご支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。